

公布された条例のあらまし

- ◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）
  - 1 条例改正の目的
 

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正等に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。
  - 2 施行期日
 

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）
  - 1 条例改正の目的
 

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令57号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）の引用規定の整理等を行うこととした。
  - 2 施行期日
 

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）
  - 1 条例改正の目的
 

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令57号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正を考慮し、養護老人ホームに置くべき職員の員数に関する基準の見直し及び介護保険法（平成9年法律第123号）の引用規定の整理等を行うこととした。
  - 2 施行期日
 

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）
  - 1 条例改正の目的
 

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令55号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を考慮し、母子生活支援施設等に置くべき職員の資格に関する規定について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設の指定の権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴う必要な改正を行うこととした。
  - 2 施行期日
 

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

| 条 例   | ページ |
|---|-----|
| ◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（3・31揭示）        | 2   |
| ◎高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（〃） | 2   |
| ◎高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（〃） | 2   |
| ◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（〃）  | 3   |

-----  
条 例  
-----

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成27年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第44号**

**高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕」を「〔法〕という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。次条第1項において「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」）に、「手数料について」を「手数料に関し」に改める。

第2条第1項中「第8条の2第2項並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」を「政令」に、「により同項第1号の」を「に基づき同項第1号に掲げる」に改める。

第3条第1項中「第69条の2第1項の」を「第69条の2第1項の規定に基づく」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「これを」を「これらを」に改め、同条第3項中「第1項の」を削る。

第6条第1項中「第69条の2第1項の」を「第69条の2第1項の規定に基づく」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「第1項の」を削る。

第8条第1項中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条第3項中「前2項の」を「省令第113条の23第1項の規定に基づき」に改め、同条第4項中「第1項又は第2項の」を「省令第113条の25第1項の規定に基づき」に改める。

第8条の2第1項中「第69条の7第2項の」を「第69条の7第2項及び省令第113条の16の規定に基づく」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「第1項の」を削る。

第8条の3第1項中「第7条第1項の」を「第7条第1項に規定する」に改める。

第8条の4第1項中「第69条の8第2項本文の」を「第69条の8第2項本文及び省令第113条の18の規定に基づく」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「第1項の」を削る。

第9条第1項中「第70条第1項の規定による」を「第70条第1項の規定に基づく」に、「第79条第1項の規定による」を「第79条第1項の規定に基づく」に、「、法第86条第1項の規定による」を「又は法第86条第1項の規定に基づく」に改め、「又は法第107条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定」を削り、同条第2項中「、第86条の2第1項又は第107条の2第1項の規定により」を「若しくは第86条の2第1項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定に基づき指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の」に改める。

第10条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改め、同条第3項中「規定により」を「規定に基づき介護老人保健施設の開設の」に改める。

第11条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条第2項中「において」を「において読み替えて」に、「規定により」を「規定に基づき指定介護予防サービス事業者の」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第45号**

**高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第12項中「〔に〕」を「〔に〕、それぞれ」に改める。

第14条第3項中「申出があった場合には」を「申出があった場合は」に、「で定めるところ」を「に定めるところ」に改め、同項第1号中「次に掲げるいずれかの」を「ア又はイに掲げる」に改め、同号イ及び同項第2号中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第4項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第6項中「により第1項の」を「に基づき第1項に規定する」に改め、同条第7項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改める。

第21条第2項中「困難である場合には」を「困難である場合は」に改める。

第25条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第46号**

**高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（）」を「指定特定施設入居者生活介護（）」に、「第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第7項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。同項において同じ）」を「第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同

じ。)又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、「(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を削り、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第12項中「に及び、」を「に及び、それぞれ」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第3項中「生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、生活相談員が置かれていない場合は」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第47号

##### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第41条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)」を「都道府県知事」に改める。

第56条第2項第1号、第62条第1号及び第104条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。